

令和8年6月市議会 総務委員会資料

第63号議案 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 附属機関の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3～8
4 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
【参考】	
地方自治法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

総 務 部
水 産 農 林 部
土 木 部
まちづくり部
令和8年6月

1 改正理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項等の規定に基づき、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

今回、次のとおり市長に属する附属機関を廃止したいので、長崎市附属機関に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 附属機関の廃止

名称	担当事務	区分	施行期日
長崎市水産振興計画審議会	本市の水産振興計画に関する重要事項の調査審議に関すること。	廃止	公布の日
長崎市農業振興計画審議会	本市の農業振興計画に関する重要事項の調査審議に関すること。	廃止	公布の日
長崎市都市交通審議会	本市の都市交通体系に関する重要事項の調査審議に関すること。	廃止	公布の日
長崎まちづくりのグランドデザイン検討委員会	長崎まちづくりのグランドデザインの策定に関する重要事項の調査審議に関すること。	廃止	公布の日

3 附属機関の概要

(1) 長崎市水産振興計画審議会及び長崎市農業振興計画審議会

ア 廃止理由

両審議会は、長崎市水産振興計画及び長崎市農業振興計画に関する重要事項の調査、審議にあたり、学識経験者や水産・農業関係団体、関係行政機関、市民の幅広い意見を反映させるために設置したものである。

令和7年度に両計画の在り方について検討し、令和8年度をもって両計画を廃止することとしたため、両計画に関する重要事項の調査審議を担任する「長崎市水産振興計画審議会」及び「長崎市農業振興計画審議会」を廃止するもの。

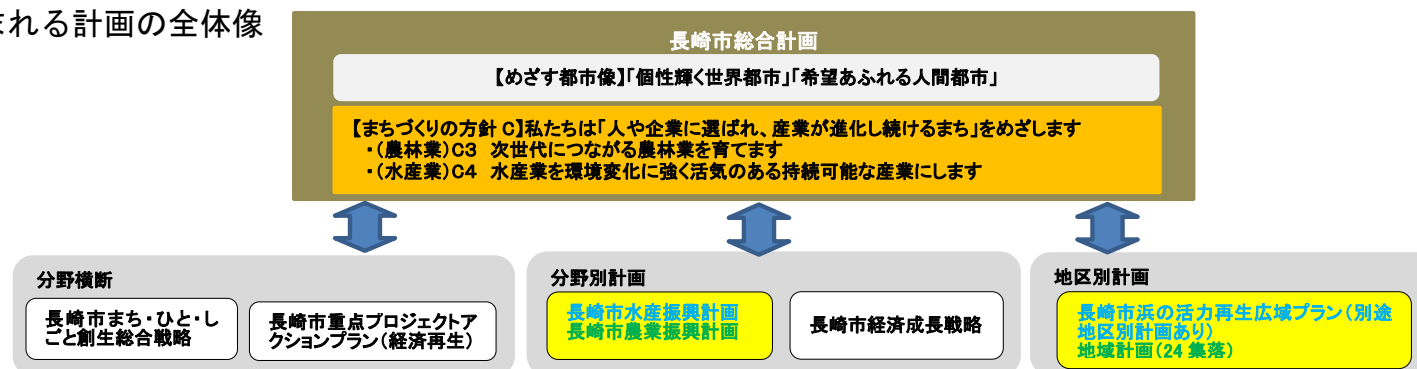
イ 水産振興計画及び農業振興計画の見直しについて

(7) 見直しの背景

○長崎市では、水産業や農業分野の施策をより具体化し、今後のめざすべき姿とその実現方法を示すため、「第4次長崎市水産振興計画（R4～R7）」及び「第二次長崎市農業振興計画[前期計画]（R4～R7）」を策定し、各種施策を推進している。

○本来であれば令和7年度に次期計画を策定する必要があったが、他の各種計画との重複、第五次総合計画[後期基本計画]の施策の方向性との調整、令和7年に実施された農林業センサス2025の結果等の最新データ（R8年3月公表）の利活用など、改めて両計画の必要性を検討したうえで策定する必要があると考え、両計画の計画期間を1年延長し、令和7年度は両計画の今後の方向性の検討を行った。

【参考】水産業・農業が含まれる計画の全体像



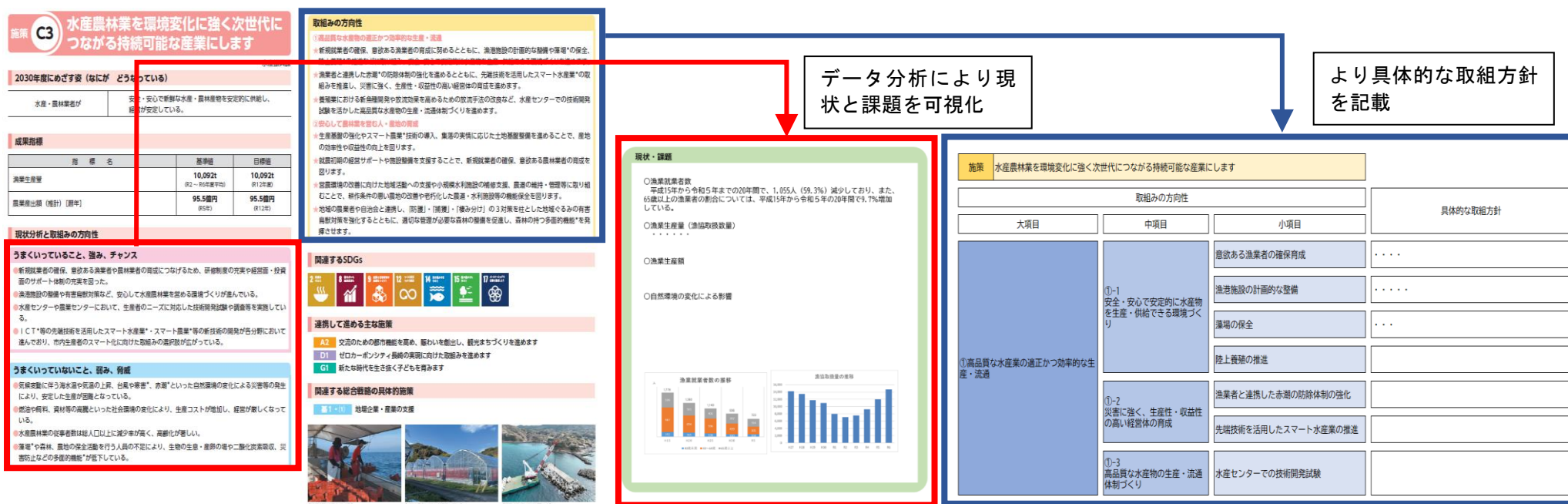
(イ) 見直し結果

○水産・農林分野における施策や取組みの方向性は総合計画に位置付けられているため、見直しの検討結果を踏まえ、従来の水産振興計画及び農業振興計画は廃止する。※計画の廃止に伴い両審議会も廃止

○ただし、第五次総合計画後期基本計画における「施策」や「取組みの方向性」は、水産業と農林業を統合し、大きな視点で捉えた記述となっていることから、市民や農・漁業者、関係団体等に対して、本市の水産業や農林業の取組みを理解してもらうためには、「取組みの方向性」をよりわかりやすく示す必要がある。

○そこで、後期基本計画における「取組みの方向性」を補完し、より詳細な現状や課題の分析、今後5年間の具体的な取組方針等を示した「(仮称) 長崎市水産農林業施策に関するガイドライン」について、令和8年10月を目途に策定する。

【参考】第五次総合計画「後期基本計画」と長崎市水産農林業施策に関するガイドライン（イメージ）



第五次総合計画「後期基本計画」

長崎市水産農林業施策に関するガイドライン（イメージ）

(ウ) 審議会の意見

水産振興計画審議会及び農業振興計画審議会において、今後の両計画の見直しの方向性などについて各2回ずつ意見を伺ったところ、計画の見直しや審議会の廃止について了承いただいた。

なお、現場の意見をしっかり聴くこと、現状分析を行い具体的に取り組むことを示すこと、策定にかかる時間が浮いた分を施策の実行に回してほしいなどの意見をいただいた。

ウ 審議会の開催実績及び委員構成

(7) 開催実績

審議会名	開催年度	開催回数	主な議題
長崎市水産振興計画審議会	平成27年度～令和7年度	21回	長崎市水産振興計画の策定及び進捗管理
長崎市農業振興計画審議会	平成28年度～令和7年度	23回	長崎市農業振興計画の策定及び進捗管理

(イ) 委員構成

長崎市水産振興計画審議会規則又は長崎市農業振興計画審議会規則に基づき、次に掲げる者のいずれのうちから市長が委嘱し、組織する。

審議会名	委員数	委員構成
長崎市水産振興計画審議会	18人以内	・水産業、流通業、商業及び観光業関係団体を代表する者 ・学識経験のある者 ・市民
長崎市農業振興計画審議会	16人以内	・学識経験のある者 ・農業、林業、流通業及び地域活動の関係団体を代表する者 ・関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者 ・市民

(2) 長崎市都市交通審議会

ア 廃止理由

本審議会は、経済成長に伴う自動車交通量の増加に伴う渋滞解消や都市交通の課題解決など、都市交通体系に関する重要事項の調査、審議にあたり、学識経験者や関係団体等からの幅広い意見を反映させるために設置したものである。

現在は、専門組織において、より専門的で具体的な審議が行われていることなどにより、本審議会の役割は概ね果たされていることから、行政組織の簡素化のため廃止するもの。

- ・市内幹線道路網の整備では、九州横断自動車道長崎大分線や一般国道 34 号などの計画されていた主要な幹線道路の整備が完了し、全体として交通の分散化が進むとともに交通の円滑化が図られている。現在も、「長崎県幹線道路協議会」において、令和 3 年度に策定された「長崎県新広域道路交通計画」を踏まえて、長崎南北幹線道路などの幹線道路ネットワークの整備が進められている。
- ・駐車場整備では、路上駐車対策として 8 つの市営駐車場を整備し、条例による民間駐車場の増加も相まって需要を上回る供給が確保されている。
- ・公共交通では、令和 2 年 6 月に策定した「長崎市公共交通総合計画」と、これに基づく法定の計画である「長崎市地域公共交通計画」を策定し、交通事業者や行政、利用者などで組織する「長崎市公共交通活性化協議会」で協議を行いながら、公共交通の確保と持続を進めている。
- ・バリアフリーについては、令和 3 年に改定した「長崎市バリアフリーマスタープラン」、「第 2 期バリアフリー基本構想」及び「特定事業計画」を踏まえ、バリアフリー化を推進しており、平成 31 年に設置した「長崎市移動等円滑化推進協議会」で協議を行いながら、バリアフリー化を進めている。

イ 開催実績

昭和 49 年 9 月から計 61 回の会議を開催

開催年度	開催回数	主な議題
昭和 49 年度～昭和 63 年度	22 回	道路交通の現況把握、マイカー自粛運動、幹線道路の整備状況報告、路上駐車対策、女神大橋基本計画の報告、九州新幹線の事業報告など
平成元年度～平成 10 年度	18 回	大規模イベント時の交通対策、駐車施設附置義務条例改正、斜面交通対策、国道交通混雑緩和対策の報告、九州新幹線・横断自動車道の事業報告など

平成 11 年度～平成 20 年度	9 回	公共交通利用促進、コミュニティバス、交通バリアフリー、幹線道路の整備状況報告、長期未着手都市計画道路の見直し、女神大橋・長崎駅周辺整備状況の報告など
平成 21 年度～平成 30 年度	8 回	都市計画道路見直し、駐車場整備計画、伊王島交通対策、駐車場案内システムの廃止、バリアフリー基本構想、公共交通総合計画など
令和元年度～	4 回	公共交通総合計画、バリアフリー基本構想（第 2 期）、駐車場整備計画、幹線道路概況報告、駐車施設附置義務条例の改正など

ウ 委員構成

本検討委員会は、長崎市都市交通審議会規則に基づき、次に掲げる者のいずれのうちから市長が委嘱し、委員 20 人以内で組織する。

- 市議会議員
- 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
- 商工業関係団体を代表する者
- 観光関係団体を代表する者
- 交通・輸送関係団体を代表する者
- 福祉・介護関係団体を代表する者
- 市民活動団体を代表する者
- 学識経験のある者
- 市民

(3) 長崎まちづくりのランドデザイン検討委員会

ア 廃止理由

本検討委員会は、経済再生・定住促進につながる長期的なまちづくりの方向性を示す「長崎まちづくりのランドデザイン」の策定に関する重要事項の調査審議にあたり、学識経験者や関係団体等からの幅広い意見を反映させるために設置したものである。

今回、長崎まちづくりのランドデザインの策定に係る調査審議が終了したため、本検討委員会を廃止する。

イ 開催実績

回次	開催年月	主な議題
第1回	令和6年7月	長崎まちづくりのランドデザインの概要など
第2回	令和6年11月	目指すまちの状態と取組みの考え方、課題
第3回	令和7年2月	まちづくりの理念・方針（案）、取組みの方向性（たたき台）
第4回	令和7年7月	長崎まちづくりのランドデザイン（素案）
第5回	令和7年12月	長崎まちづくりのランドデザイン（案）

ウ 委員構成

本検討委員会は、長崎まちづくりのランドデザイン検討委員会規則に基づき、次に掲げる者のいずれのうちから市長が委嘱し、委員13人以内で組織する。

- 学識経験のある者
- 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
- 商工業関係団体を代表する者
- 地域活動団体を代表する者
- 市民

4 新旧対照表

改正後			改正前		
長崎市附属機関に関する条例			長崎市附属機関に関する条例		
第1条から第3条まで（略）			第1条から第3条まで（略）		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務	附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	長崎市表彰審査委員会～長崎市文化財調査検討委員会	（略）	市長	長崎市表彰審査委員会～長崎市文化財調査検討委員会	（略）
	[削る]	[削る]		長崎市水産振興計画審議会	本市の水産振興計画に関する重要事項の調査審議に関すること。
	（略）	（略）		（略）	（略）
	[削る]	[削る]		長崎市都市交通審議会	本市の都市交通体系に関する重要事項の調査審議に関すること。
	長崎市町界町名整理審議会～長崎市経済活性化審議会	（略）		長崎市町界町名整理審議会～長崎市経済活性化審議会	（略）
	[削る]	[削る]		長崎市農業振興計画審議会	本市の農業振興計画に関する重要事項の調査審議に関すること。
	長崎市資料取得委員会～長崎市 DX 推進委員会	（略）		長崎市資料取得委員会～長崎市 DX 推進委員会	（略）
	[削る]	[削る]		長崎まちづくりの	長崎まちづくりのグランドデザ

				グランドデザイン 検討委員会	インの策定に関する重要事項の 調査審議に関すること。
	(以下略)	(以下略)		(以下略)	(以下略)
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
上下水道事業 管理者	(略)	(略)	上下水道事業 管理者	(略)	(略)

【参考】

地方自治法（抜粋）

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。